

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 B:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		内閣府整理 (4/9時点)	内閣府整理(コメント欄) (4/9時点)
					担当省庁 担当課	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・補点など	対応	理由等		
189	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用・炭化・灰化利用による環境調和畜産振興特区	低温ガス化装置実証試験事業	低温ガス化装置の実証試験(2ノ/日)を畜産現場で行い、実用機普及のためのデータを取得・整理する。	産学官連携の補助率 10/10	農林水産省 食料産業局 新事業創出課	緑と水の環境技術革新プロジェクト事業実施要領	C	平成23年10月に食と農林漁業の再生推進本部が決定した「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、農山漁村の6次産業化を推進することとされており、こうした方針に基づいた6次産業化を効果的に進める必要があります。このため、緑と水の環境技術革新プロジェクト事業において、6次産業化の推進が効果的に進められるよう必要な条件・補助率(事業化可能性調査は実証、技術実証・整備は1/2(6次化法の研究開発等計画の認定者は一部2/3に据上げ))を定めているところであり、受益者負担の観点からも補助率の拡充等の一層の促進措置を講じることはできないため、自治体の提案と対しは実施できません。 また、現行の予算事業は、公募の上、審査を経て採択することとなり、無審査で補助金を交付することは想定しておりません。 なお、前期案の計画は、「緑と水の環境技術革新総合戦略」の重点分野の1つに含まれ、補助率の拡充等の促進措置以外については、技術の確立・実証として技術実証及び実証施設の整備事業(補助率1/2)で対応が可能です。	d	本特区の「低温ガス化装置実証試験事業」については、現時点では、経済産業省所管の予算事業の活用を念頭に事業実施を目指していますが、貴省所管の予算事業の活用も視野に入れた検討を進め、次回協議に向けて引き続き協議をお願いします。		Ⅲ
189	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用・炭化・灰化利用による環境調和畜産振興特区	低温ガス化装置実証試験事業	低温ガス化装置の実証試験(2ノ/日)を畜産現場で行い、実用機普及のためのデータを取得・整理する。	産学官連携の補助率 10/10	経済産業省 地域技術課	C	群馬県の「低温ガス化装置実証試験事業(財政189番)」及び「超省エネルギー炭化・灰化装置実証試験事業(財政190番)」については、畜産業において問題となっている畜糞を、バイオガスの原料として用いることで処理を行う等の実証研究に対して、畜産業業者の負担の軽減の政策的な観点から、国が100%の資金負担を担うこととされており、提案自治体及び事業者よりなされていること。 通常、国が100%の資金負担を行う事業については、所管省庁として政策的重要性等を鑑みて実施されるものであるが、畜産業及び畜産業廃棄物の処理については農林水産省の所管であり、実証・実用機普及により環境的に期待されている分野である。そのため、農林水産省の既存事業である「委託プロジェクト研究(平成24年度予算案31億円、6テーマ)」においてテーマ追加する等により、まさに農林水産省が実施する他に方法がないものと考えられる。 なお、イノベーション拠点立地支援事業については、将来的な利益を見込める技術であって、これまでの研究開発等を活用して事業化を目指す企業等に対する試行・評価段階の整備に対する支援を行うものである。こうした企業が利益を得ることを目的とした施策に対しては、事業者分等において「企業に対し相応の負担を課すべき」との指摘がなされており、本事業に対する申請について100%支援を行うことは認められていない。 これを踏まえ、先般の実務者レベル協議の場においても、イノベーション拠点立地支援事業による100%支援は制度として対応できない旨、及び、現行制度の中で申請を採択するのであれば、その申請に当たっての相談については対応させていただく旨を説明しているところ。	d	平成25年度に実施予定の「低温ガス化装置実証試験事業」については、貴省所管の「イノベーション拠点立地支援事業(先端技術実証・評価設備整備費等補助金)」の活用を希望していましたが、本実証事業は装置自体の実用化・普及を目的としているため、先般の実務者レベルの協議で伺った限りでは、同支援事業の趣旨・目的に必ずしも合致せず、補助対象になる可能性が高いと考えています。このことから、貴省所管の新規事業「地域イノベーション創出実証研究補助事業」について事前調査を行ったところ、本実証事業が補助対象になることを確認したことから、現在、同補助事業の活用を検討していますが、貴省ご指摘のとおり、農林水産省所管の「委託プロジェクト研究」の活用も視野に入れて今後検討し、次回協議に向けて引き続き協力をお願いします。 なお、本実証事業では、総合特区利子補給金を活用する予定です。		Ⅲ	
190	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用・炭化・灰化利用による環境調和畜産振興特区	超省エネルギー炭化・灰化装置実証試験事業	超省エネルギー炭化・灰化装置の実証試験(10ノ/日)を畜産現場で行い、実用機普及のためのデータを取得・整理する。	産学官連携の補助率 10/10	農林水産省 食料産業局 新事業創出課	緑と水の環境技術革新プロジェクト事業実施要領	C	平成23年10月に食と農林漁業の再生推進本部が決定した「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、農山漁村の6次産業化を推進することとされており、こうした方針に基づいた6次産業化を効果的に進める必要があります。このため、緑と水の環境技術革新プロジェクト事業において、6次産業化の推進が効果的に進められるよう必要な条件・補助率(事業化可能性調査は実証、技術実証・整備は1/2(6次化法の研究開発等計画の認定者は一部2/3に据上げ))を定めているところであり、受益者負担の観点からも補助率の拡充等の一層の促進措置を講じることはできないため、自治体の提案と対しは実施できません。 また、現行の予算事業は、公募の上、審査を経て採択することとなり、無審査で補助金を交付することは想定しておりません。 なお、前期案の計画は、「緑と水の環境技術革新総合戦略」の重点分野の1つに含まれ、補助率の拡充等の促進措置以外については、技術の確立・実証として技術実証及び実証施設の整備事業(補助率1/2)で対応が可能です。	d	本特区の「超省エネルギー炭化・灰化装置実証試験事業」については、貴省ご指摘のとおり、「緑と水の環境技術革新プロジェクト事業」を活用することも可能ですが、現時点では、経済産業省所管の予算事業の活用を念頭に事業実施を目指しています。		Ⅲ

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)		内閣府再整理 I~V I:実現が可能となったもの II:平成25年度概算要求等の検討がなされるもの IV:見解の相違から協議を一旦終了するもの V:自治体が再検討又は取り下げたもの等	
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
189	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区	低温ガス化装置実証試験事業	低温ガス化装置の実証試験(2/日)を畜産現場で行い、実用機普及のためのデータを取捨・整理する。	産学官連携の補助率 10/10	Z	指定自治体は現在経済産業省の事業の活用を検討しているため、現時点では当省の対応は不要と考えます。なお、ご提案の計画は、緑と水の環境技術革命プロジェクト事業において、技術の確立・実証として技術実証(補助率:1/2、六次産業化法の研究開発・成果利用計画の認定を受けた場合は2/3)及び実証施設の整備(補助率:1/2)で対応が可能です。	b	本特区の「低温ガス化装置実証試験事業」については、農林水産省所管の「緑と水の環境技術革命プロジェクト事業」を活用することも可能ですが、経済産業省所管の事業の活用を念頭に事業実施を目指しております。今後も農林水産省所管の事業については、注視していきますので、引き続き、ご協力をお願いします。	本要望事項については、指定自治体が経済産業省の「地域イノベーション創出実証研究補助事業」を活用することを念頭に事業の再検討をしいこととしたため協議終了。	V
189	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区	低温ガス化装置実証試験事業	低温ガス化装置の実証試験(2/日)を畜産現場で行い、実用機普及のためのデータを取捨・整理する。	産学官連携の補助率 10/10	A	平成25年度以降の概算要求等として引き続き検討する。	b	平成25年度実施予定の「低温ガス化装置実証試験事業」について、経済産業省所管の「地域イノベーション創出実証研究補助事業」において、補助上限撤廃の上で事業実施を目指しておりますので、引き続き、ご協力をお願いします。	経済産業省から、「低温ガス化装置実証試験事業」については平成25年度の概算要求に向けて検討する旨が示され、今後、指定自治体の要望の実現に向け対応することについて指定自治体が了解しているため協議終了。経済産業省は、概算要求等に向け、指定自治体と適宜情報交換等を行い対応すること。	II
190	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区	超省エネルギー炭化・灰化装置実証試験事業	超省エネルギー炭化・灰化装置の実証試験(10/日)を畜産現場で行い、実用機普及のためのデータを取捨・整理する。	産学官連携の補助率 10/10	Z	指定自治体は現在経済産業省の事業の活用を検討しているため、現時点では当省の対応は不要と考えます。なお、ご提案の計画は、緑と水の環境技術革命プロジェクト事業において、技術の確立・実証として技術実証(補助率:1/2、六次産業化法の研究開発・成果利用計画の認定を受けた場合は2/3)及び実証施設の整備(補助率:1/2)で対応が可能です。	b	本特区の「超省エネルギー炭化・灰化装置実証試験事業」については、農林水産省所管の「緑と水の環境技術革命プロジェクト事業」を活用することも可能ですが、経済産業省所管の事業の活用を念頭に事業実施を目指しております。今後も農林水産省所管の事業については、注視していきますので、引き続き、ご協力をお願いします。	本要望事項については、指定自治体が経済産業省の「地域イノベーション創出実証研究補助事業」を活用することを念頭に事業の再検討をしいこととしたため協議終了。	V

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む。)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		内閣府整理 【コメント欄】 (4/3時点)	内閣府整理 【備考】 1:実現可能なもの 2:実現に向けた条件、代替 案の検討を継続して行う 3:実現不可能なため、各事 件に対して個別の検討を依頼 する 4:指定自治体で代替案を 5:提案内容の再検討を行う もの	
					担当省庁 目録	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等			
190	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・炭化利用による環境調和畜産振興特区	超省エネルギー炭化・炭化装置実証試験事業	超省エネルギー炭化・炭化装置の実証試験(10t/日)を畜産現場で行い、実用機普及のためのデータ取得・整理する。	産学官連携の補助率 10/10	経済産業省 地域技術課		C	群馬県の「低炭素化装置実証試験事業(財政180万)」及び「超省エネルギー炭化・炭化装置実証試験事業(財政150万)」については、畜産業において問題となっている畜糞を、バイオガスの原料として用いることで処理を行う等の実証研究に対して、畜産業廃棄物の処理の政策的な観点から、国が100%の資金負担を希望しているとの要望が、指定自治体及び事業者からなされている。 通常、国が100%の資金負担を行う事業については、所管省庁として政策的な重要性等を鑑みて実施されるものであるが、畜産業及び畜産業廃棄物の処理については農林水産省の所管であり、実際に農林水産省により政策的に取組まれている分野である。そのため、農林水産省の既存事業である「委託プロジェクト研究(平成24年度予算案31億円、6テーマ)」においてテーマ追加する等により、まさに農林水産省が実施する他に方法がないものと考えられる。 なお、イノベーション拠点立地支援事業については、将来的な利益を見込める技術であって、これまでの研究開発等を活用して事業化を目指す企業等に対する調査・評価・設備の整備に対する支援を行うものである。こうした企業が利益を得ることを目的とした施策に対しては、事業仕分け等において「企業に対し相応の負担を課すべき」との指摘がなされており、本事業に対する申請について100%支援を行うことは認められていない。 これを踏まえ、先般の実務者レベル協議の場においても、イノベーション拠点立地支援事業による100%支援は制度として対応できない旨、及び、現行の制度の中で申請を検討するのであれば、その申請に当たっての相談については対応させていただきます。	d	平成24年度に実施予定の「超省エネルギー炭化・炭化装置実証試験事業」については、貴省所管の「イノベーション拠点立地支援事業(先端技術実証・評価設備整備費等補助金)」の活用を希望していましたが、本実証事業は装置自体の実用化・普及を目的としているため、先般の実務者レベルの協議で伺った限りでは、同支援事業の趣旨・目的に必ずしも合致せず、補助対象外になる可能性が高いと考えられます。このことから、貴省所管の新規事業「地域イノベーション創出実証研究補助事業」について事前調査を行ったところ、本実証事業が補助対象になることを確認したことから、同補助事業を活用させていただき引き続きご検討をお願いします。また、同補助事業については、100%の財政支援にはこだわっていませんが、補助上取組協働のご検討を併せてお願いします。 なお、本実証事業では、総合特区利子補給金を活用する予定です。	内閣府整理 【コメント欄】 (4/3時点)	平成24年度実施予定の「超省エネルギー炭化・炭化装置実証試験事業」については、2月に開催の実務者レベル協議を踏まえ、経済産業省所管の新規事業「地域イノベーション創出実証研究補助事業」を活用することとしたため、当該補助事業の要件を満たすかどうかの詳細確認をするための実務者レベル協議を開催し、引き続き事業実現のための協議をお願いします。	Ⅲ
191	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・炭化利用による環境調和畜産振興特区	低炭素化装置普及事業	低炭素化実用機を畜産現場への普及を促進する。	バイオマスの有効活用、再エネ推進 地域バイオマス利活用交付金の復活 補助率 2/3	農林水産省 食料産業局 バイオマス 循環資源課	バイオマス活用推進基本法第19条	C	従来のバイオマス地域利活用交付金では対応可能であったが、本交付金は平成23年度が最終年度となっている。バイオマス事業の推進については、本年2月に設置したバイオマス事業化戦略検討チームにおいて検討を進めているところです。このように現在検討中であることから、自治体の提案とおりには実施できません。	d	現在、貴省内に設置されているバイオマス事業化戦略検討チームの検討に際しては、本提案事業の実現のため、引き続きバイオマス事業の推進が図られるよう検討をお願いします。なお、貴省の検討結果を踏まえて、次回に向けて改めて協議をお願いします。	農林水産省内に設置のバイオマス事業化戦略検討チームの検討においては、本提案事業の実現のため、バイオマス事業の推進のための施策の構築をお願いします。また、次回協議に向けての協力を適宜お願いします。	Ⅲ	
192	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・炭化利用による環境調和畜産振興特区	超省エネルギー炭化・炭化装置普及事業	超省エネルギー炭化・炭化実用機を畜産現場への普及を促進する。	バイオマスの有効活用 地域バイオマス利活用交付金の復活 補助率 2/3	農林水産省 食料産業局 バイオマス 循環資源課	バイオマス活用推進基本法第19条	C	従来のバイオマス地域利活用交付金では対応可能であったが、本交付金は平成23年度が最終年度となっている。バイオマス事業の推進については、本年2月に設置したバイオマス事業化戦略検討チームにおいて検討を進めているところです。このように現在検討中であることから、自治体の提案とおりには実施できません。	d	現在、貴省内に設置されているバイオマス事業化戦略検討チームの検討に際しては、本提案事業の実現のため、引き続きバイオマス事業の推進が図られるよう検討をお願いします。なお、貴省の検討結果を踏まえて、次回に向けて改めて協議をお願いします。	農林水産省内に設置のバイオマス事業化戦略検討チームの検討においては、本提案事業の実現のため、バイオマス事業の推進のための施策の構築をお願いします。また、次回協議に向けての協力を適宜お願いします。	Ⅲ	

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:実行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)		内閣府再整理 I~V I:実現が可能となったもの II:平成25年度概算要求等の検討がなされるもの IV:見解の相違から協議を一旦終了するもの V:自治体が再検討又は取り下げたもの等
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等	
190	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区	超省エネルギー炭化・灰化装置実証試験事業	超省エネルギー炭化・灰化装置の実証試験(10ヶ月)を畜産現場で行い、実用機器等のためのデータを取得・整理する。	産学官連携の補助率 10/10	B	現在、総合特区推進調整費(調整費)を活用したうえで、地域イノベーション創出実証研究補助事業による支援が可能となるよう調整を行っているところである。調整費が活用可能となった場合は、その範囲内において、地域イノベーション創出実証研究補助事業の公募要領上の上限額を拡大したうえで支援を行うこととする。	b	平成24年度実施予定の「超省エネルギー炭化・灰化装置実証試験事業」については、経済産業省所管の「地域イノベーション創出実証研究補助事業」において、補助上限額撤廃の上で事業実施を目指しておりますので、引き続き、ご協力をお願いします。	I
191	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区	低温ガス化装置普及事業	低温ガス化実用機を畜産現場への普及を促進する。	バイオマスの有効活用、再エネ推進 地域バイオマス利活用交付金の復活 補助率 2/3	Z	7府省が連携しバイオマス利用技術の到達レベルの機動的な評価と事業化に向けた戦略の検討を行うために設置された「バイオマス事業化戦略検討チーム」において事業化戦略が検討されています(8月下旬策定予定)。その中で5月29日に、技術の機動的評価をまとめた「主要なバイオマス利用技術の現状とロードマップ」(以下「技術ロードマップ」)が公表されており、事業化推進に重点的に活用する実用化技術は、「メタン発酵・堆肥化」、「直接燃焼」、「固体燃料化」、「液体燃料化」とされています。技術ロードマップで実用化に至っていない技術は、例外的な取扱いとして検討するためには、ご提案の技術について、採算性、スケールアップした時に発生する課題等が解決・解消され、実用化技術と評価される必要があります。さらに、事業化推進を図るためには、それらに加え、原料調達、販路等を含む環境整備にも目途が立っていることが必要です。ご提案の技術が、実用化技術と評価され、事業化推進のための事業化計画を取りまとめることができるのか、さらに検討をしていただきたいと考えています。なお、要請があつたバイオマス地域利活用交付金については、平成22年度の行政刷新会議「事業仕分け」の指摘等を踏まえ、平成23年度事業が終了しています。	d	現在、農林水産省内に設置されているバイオマス事業化戦略検討チームでは、「ガス化技術」について、実用化に至っていないと判断した。「低温ガス化技術」の実用化及び普及状況を提示いたしますので、技術ロードマップの見直しは現状では年後となっておりますが、実用化が図られれば随時の見直しを行うこと、或いは、検討チームとは別に農林水産省が主体となって各省との協議を行い、技術の例外的な取扱いが可能になるような取組をお願いいたします。また、提案事業については、実証試験データが得られ次第、「低温ガス化装置」の諸課題の回答をご提示したいと思っておりますので、その際には速やかな対応をお願いします。	V
192	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区	超省エネルギー炭化・灰化装置普及事業	超省エネルギー炭化・灰化実用機を畜産現場への普及を促進する。	バイオマスの有効活用 地域バイオマス利活用交付金の復活 補助率 2/3	Z	7府省が連携しバイオマス利用技術の到達レベルの機動的な評価と事業化に向けた戦略の検討を行うために設置された「バイオマス事業化戦略検討チーム」において事業化戦略が検討されています(8月下旬策定予定)。その中で5月29日に、技術の機動的評価をまとめた「主要なバイオマス利用技術の現状とロードマップ」(以下「技術ロードマップ」)が公表されており、事業化推進に重点的に活用する実用化技術は、「メタン発酵・堆肥化」、「直接燃焼」、「固体燃料化」、「液体燃料化」とされています。技術ロードマップで実用化に至っていない技術は、例外的な取扱いとして検討するためには、ご提案の技術について、採算性、スケールアップした時に発生する課題等が解決・解消され、実用化技術と評価される必要があります。さらに、事業化推進を図るためには、それらに加え、原料調達、販路等を含む環境整備にも目途が立っていることが必要です。ご提案の技術が、実用化技術と評価され、事業化推進のための事業化計画を取りまとめることができるのか、さらに検討をしていただきたいと考えています。なお、要請があつたバイオマス地域利活用交付金については、平成22年度の行政刷新会議「事業仕分け」の指摘等を踏まえ、平成23年度事業が終了しています。	d	現在、農林水産省内に設置されているバイオマス事業化戦略検討チームでは、「ガス化技術」について、実用化に至っていないと判断した。「低温ガス化技術」の実用化及び普及状況を提示いたしますので、技術ロードマップの見直しは現状では年後となっておりますが、実用化が図られれば随時の見直しを行うこと、或いは、検討チームとは別に農林水産省が主体となって各省との協議を行い、技術の例外的な取扱いが可能になるような取組をお願いいたします。また、「低温ガス化技術」を応用した提案事業については、本年度行う実証試験からデータが得られ次第、「超省エネルギー炭化・灰化装置」の諸課題の回答をご提示したいと思っておりますので、その際には速やかな対応をお願いします。	V

経済産業省から、「超省エネルギー炭化・灰化装置実証試験事業」の財政支援要望については「地域イノベーション創出実証研究補助事業」の活用により対応可能との見解が示され、指定自治体は要望が実現可能となると判断し了解したため協議終了。

農林水産省から、「バイオマス事業化戦略検討チーム」が策定した「技術ロードマップ」において、ガス化は実用段階に至っていない技術であることに対し、対象外であるとの見解が示されたが、指定自治体は、低温ガス化技術の実用化及び普及状況を提示することとしたため一旦協議終了。指定自治体は、平成24年度において作製する炭化・灰化装置の実用化に係る実証試験データの検証等を踏まえ、低温ガス化技術等の実用化について、農林水産省に対して明確に説明すること。農林水産省は、指定地方公共団体から低温ガス化技術の応用した提案技術の実用化の提案があり、本技術が実用化技術であると評価された場合には、概ね2年ごとに見直しを行っている技術ロードマップの見直しに努めること。